

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称

(株) トーニチコンサルタント九州支店

(2) 住所

福岡県福岡市博多区博多駅前2-6-10

2. 指名停止措置期間

令和8年2月25日 から 令和8年5月24日 まで

3. 指名停止措置理由

上記事業者は、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）別表第2第6項に該当する。